

政府業務継続計画（首都直下地震対策）

平成26年3月28日
閣議決定

※「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として定めるものである。

【 目 次 】

第1章 総則	1
1 目的	1
2 対象	1
3 省庁業務継続計画との関係	1
4 被害想定	2
5 その他	2
第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における 業務の継続に係る計画の作成に関する事項	4
第1節 首都直下地震発生時における対応	4
1 迅速な初動体制の確立	4
2 対処基本方針の策定	5
3 非常時優先業務の実施	5
(1) 発生直後から概ね3日目まで	5
(2) 概ね3日目から1週間まで	7
(3) 概ね1週間以降	8
4 関係機関の連携	9
5 情報の発信	9
6 職務代行	9
7 職員及び庁舎のあっせん	9
8 帰宅困難者の受入れ	10

第2節	政府の業務継続への備え	10
1	非常時優先業務の決定	10
2	執行体制	11
	(1) 社会全体としての業務継続体制の構築	11
	(2) 緊急的な権限委任	11
	(3) 職務代行者の選任	12
	(4) 職員の参集状況の把握、参集要員の確保等	12
	(5) 帰宅困難者の受入れ体制	12
3	執務環境	12
	(1) 庁舎の耐震安全化等	13
	(2) 電力の確保	13
	(3) 通信・情報システムの確保	13
	(4) 物資の備蓄	13
	(5) 代替庁舎の確保	14
4	教育、訓練及び評価の実施並びに計画の見直し	14
	(1) 教育の実施	14
	(2) 訓練の実施	14
	(3) 評価の実施及び計画の見直し	15
第3章	行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合 における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項	16
1	代替拠点への移転	16
2	中央省庁の代替庁舎への移転	16
3	今後の検討課題	16

第1章 総則

1 目的

本計画は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（以下「首都中枢機能」という。）に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合（以下「首都直下地震発生時」という。）において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、関係機関、民間事業者等の取組と相まって、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とする。

2 対象

首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。

本計画は、直接的には中央省庁を対象に、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務（以下「非常時優先業務」という。）とこれを実施するために必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。しかしながら、中央省庁の業務は、地方支分部局等における業務の実施や執行体制等に関する指示、連絡調整等も含むものであることから、本計画には、首都直下地震発生時に求められる政府全体の取組が包含されるものである。

3 省庁業務継続計画との関係

本計画は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めるものである。

各府省等は、本計画に基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画（以

下「省庁業務継続計画」という。)を作成する。

この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。

内閣府は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。

4 被害想定

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものということができる。

しかしながら、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は、同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。具体的には、次のとおりである。

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間を要する。

なお、この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定することとする。

各府省等は、非常時優先業務の実施を確保するため、上記の被害想定に基づき、省庁業務継続計画を作成する。

5 その他

首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第1節 首都直下地震発生時における対応

政府は、首都直下地震が発生した場合に、速やかに、各閣僚、中央省庁の幹部等が参集し、その直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を円滑に行う初動体制を迅速に確立する。また、政府は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第105条の規定に基づく災害緊急事態の布告があったときは、当該災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。

政府は、司令塔である内閣機能を確保しつつ、情報の収集及び分析に基づき、被災地域において、総力を挙げて災害応急対策に取り組む。また、政府は、被災地域以外の地域を含め、首都直下地震による経済活動の停滞や災害対応要員の派遣等の影響を最小化する措置を講ずるとともに、中断することが許容されない通常業務を継続する。

政府は、地方公共団体等が実施する公共サービスについても、途絶えることなく継続されるよう、地方公共団体等との連絡調整を図る。

政府は、国内外に向け、災害に関する正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、的確に情報を発信する。

1 迅速な初動体制の確立

首都直下地震が発生した場合に、各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに、官邸危機管理センター（官邸危機管理センターが使用できないときは、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成15年11月21日閣議了解）に基づき、内閣総理大臣又は内閣官房長官が定める参集場所）又は中央省庁の庁舎に参集し、政府として、初動体制を迅速に確立の上、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を行う。

また、災害対策基本法第28条の2第1項の規定に基づき、内閣総理大臣は、災害応急対策を推進するため、閣議にかけて、緊急災害対策本部を設置するなど、政府は、政府全体として非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う体制を速やかに立ち上げる。

各府省等は、災害対策本部を速やかに設置し、それぞれの所掌事務に関し必要な情報の収集、分析等を行うとともに、職員及びその家族の安否を確認する。首都直下地震が通常の勤務時間外に発生した場合に、第2節2（4）の参集要員は、中央省庁の庁舎等のあらかじめ定められた場所に速やかに参集する。当該参集要員以外の職員は、所属長等の指示に従う。

2 対処基本方針の策定

内閣総理大臣は、首都直下地震発生時の状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法第105条の規定に基づき、閣議にかけて、災害緊急事態の布告を発する。政府は、当該布告があったときは、同法第108条の規定に基づき災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。この場合、当該方針に、本計画に基づき中央省庁が非常時優先業務を実施すべきことを定めるものとし、各府省等は、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府一体となって、災害緊急事態に対処する。

3 非常時優先業務の実施

政府は、首都直下地震の発生直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の事態や、参集する職員数の推移に応じ、政府全体の見地から、政府として維持すべき必須機能に該当する次の非常時優先業務を実施する。

被災地域以外の地域における業務の実施に当たっては、第2節2(2)に基づき措置するところにより、必要に応じ、中央省庁の権限を地方支分部局等に委任し、中央省庁は、非常時優先業務に専念することができる体制を確立する。

(1) 発生直後から概ね3日目まで

政府は、首都直下地震の発生直後から概ね3日目までの間、被災地域において、緊急輸送ルートを確認しつつ、人命の救助を最優先に被災者の保護を行い、被災地域の混乱を回避するために不可欠な措置を講ずる。また、国内外の信頼を喪失することがないように金融機能の安定を確保し、国民経済上の混乱を回避するための措置を講ずるとともに、被災地域への支援による業務体制の再編を図りつつ、国民の日常生活に支障が生じないように公共サービスの確保・提供を行う。さらに、首都直下地震による混乱等に適切に対処しつつ、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断することなく実施する。

① 内閣機能に関する業務

政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

② 被災地域への対応に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、緊急輸送ルートを確認しつつ、被災者

の生命及び身体の安全を確保することを最優先に実施する。また、被災地域の混乱を回避するため、主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を行うとともに、遺体の収容等を行い、社会秩序を維持し、ボランティア等の国内外からの人的・物的支援の受入れを行う。

- ア 救助・救急、医療及び消火活動
- イ 交通の確保及び緊急輸送活動
- ウ 避難者や帰宅困難者等の安全確保
- エ 食料、飲料水、燃料等の物資の供給の確保
- オ 遺体の収容、検視・死体調査及び身元確認
- カ 被災地域における社会秩序の維持
- キ 被災地域に所在する駐日外国公館等の重要施設の警備
- ク ライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止
- ケ 国内外からの人的・物的支援の受入れ

③ 金融・経済の安定に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、東京圏には国際的にも重要な金融機能が集積していることを勘案し、首都直下地震により、我が国の金融システムに対する内外の信頼を喪失することがないように、金融機能の安定を確保する。また、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格の高騰等の異常な事態に対処するための措置を講ずる。

- ア 金融決済の円滑の確保
- イ 証券市場及び商品市場における公正な取引の確保
- ウ 外国為替相場の安定
- エ 食料、飲料水、医薬品等の買占め及び売惜しみの防止による物価の安定
- オ 電力供給の増強の要請
- カ 燃料等の重要物資の売渡し又は増産の要請
- キ 重要産業に係るサプライチェーンの維持・復旧支援

④ 国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被災地域に対して消防職員、医療関係者等の災害対応要員の派遣が行われる中で、被災地域以外の地域における業務執行の体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスについて、日常生活に支障が生じないように維持する。

- ア 消防・救急体制の確保

- イ 医療提供体制の確保
- ウ 気象等の予報、警報等
- エ 情報通信及び放送の維持
- オ 航空交通管制及び海上交通管制
- カ 公的年金、雇用保険、生活保護費等の給付
- キ 食品等の安全性の確保

⑤ 防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、我が国の社会秩序の混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安の悪化等が生じるおそれがあり、平常時にも増してこのような事態に備える必要がある中で、我が国の安全保障を確保するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護を図る。

- ア 我が国の防衛及び警備
- イ 暴動、騒乱等の鎮圧、テロリズム等の防止その他の危機管理対応
- ウ 犯罪の捜査並びに被疑者の逮捕及び留置
- エ 出入国の管理
- オ 原子力施設の安全性の確保

⑥ 外交関係の処理に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の情報提供、緊急援助の受入れなど、平常時にも増して外国政府、国際機関等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持し、在外邦人の権利等の保護を図る。

- ア 外交政策の実施
- イ 外国政府、国際機関等との交渉及び協力
- ウ 海外における国民の生命、身体等の保護
- エ 旅券の発給及び査証に係る業務

(2) 概ね3日目から1週間まで

政府は、首都直下地震の発生後概ね3日目から1週間までの間、引き続き被災地域における被災者の保護等に係る業務を実施しつつ、被災者への生活再建の支援を本格化させる。また、災害の事態の推移に応じ、被災地域の経済活動の代替措置を講ずるとともに、国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の回復を図る。金融機能の安定、防衛、公共の安全と秩序の維持、外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

① 内閣機能に関する業務

政府は、引き続き、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の情報の収集及び分析、非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

② 被災地域への対応に関する業務

政府は、(1) ②に掲げる被災者の保護等に係る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、被災者の生活再建の支援及び被災地域の社会秩序の回復に係る業務を本格的に実施する。

- ア 被災者の広域避難への支援
- イ 応急仮設住宅の建設への支援
- ウ 被災地域の保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等
- エ 災害廃棄物の処理への支援
- オ 被災した児童生徒等の教育機会の確保

③ 金融・経済の安定に関する業務

政府は、(1) ③に掲げる金融・経済機能の安定を図る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、災害の事態の推移に応じ、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞が広域化又は長期化することを回避するための代替措置の支援を行う。

- ア 重要産業に係るサプライチェーンの再構築の支援
- イ 停滞している物流や商流の再編支援

④ 国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、災害の事態の推移に応じ、(1) ④に掲げる国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の維持を図る。

⑤ 防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、(1) ⑤に掲げる防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務を引き続き実施する。

⑥ 外交関係の処理に関する業務

政府は、(1) ⑥に掲げる外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

(3) 概ね1週間以降

政府は、首都直下地震の発生後、概ね1週間以降において、引き続き

被災地域における被災者の生活支援等の災害応急対策に係る業務を実施する。また、業務執行の体制を回復させながら、国民生活との関連性の高い公共サービスを提供する水準の回復を図る。金融・経済機能の安定、防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに外交関係の処理に関する業務は、引き続き実施する。

4 関係機関の連携

政府は、第2節2(1)に基づき、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化し、必要に応じて、内閣府が内閣官房と連携して総合調整を行うことにより、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図る。また、政府は、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間で、被害状況等に関する情報を共有しつつ、有機的に連携協力を図ることにより、中央省庁の非常時優先業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

5 情報の発信

政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、金融決済システム、証券市場等における取引の状況等について、国内外に向け、的確に情報を発信する。この場合において、記者会見、報道機関への資料配付に加え、インターネット等多様な媒体を積極的に活用し、併せて、外国語による情報の発信も行う。

6 職務代行

首都直下地震発生時に、内閣総理大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、内閣法（昭和22年法律第5号）第9条の規定に基づき指定された国務大臣が、その順位に基づき、内閣総理大臣の職務を行う。主任の国務大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、同法第10条の規定に基づき、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、その主任の国務大臣の職務を行う。

首都直下地震発生時に各省の大臣が不在である場合には、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項の規定に基づき、その省の副大臣が、あらかじめその省の長である大臣の命を受けて、その職務を代行する。大臣以外の者が不在である場合には、法令又は各省の定めるところにより、当該定められた者がその職務を代行する。

7 職員及び庁舎のあつせん

政府は、各府省等の職員の総力を結集して、非常時優先業務の継続を図る。

内閣府は、各府省等が省庁業務継続計画を適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態により、当該府省等で職員の調整を行ってもなお非常時優先業務又は当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）に従事する職員が不足する場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の非常時優先業務及び管理事務に従事する職員以外の職員を求めのあった府省等の非常時優先業務又は管理事務に従事させるため、府省横断的な職員のあっせんを行う。

内閣府は、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあっせんを行う。

8 帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第2節2（5）に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第2節 政府の業務継続への備え

政府は、あらかじめ、中央省庁の非常時優先業務を定め、当該業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境を確保することにより、首都直下地震発生時において、中央省庁が非常時優先業務を的確かつ迅速に実施することができるよう、万全を期する。具体的には、第1章4の被害想定により、中央省庁の庁舎において、1週間にわたり停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、中央省庁の非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指す。

政府は、非常時優先業務の継続に係る教育、訓練及び評価を実施し、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直す。

1 非常時優先業務の決定

各府省等は、省庁業務継続計画において、非常時優先業務として、第1節3に掲げる業務を定めるとともに、政府として維持すべき必須の機能に

該当するものであって、中央省庁において非常時の判断を的確に行うことが求められる業務を定めるものとする。

各府省等は、2（4）により把握した首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数では不足する場合には、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。また、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で非常時優先業務を位置付けるものとする。

2 執行体制

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、社会全体としての業務継続体制の構築、職務代行者の選任及び地方支分部局の長等への権限委任を推進するとともに、管理事務を担当する職員を含め、職員が速やかに中央省庁の庁舎に参集し、1週間にわたり当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することができる体制を構築するなど、平常時から非常時優先業務の執行体制を確保するものとする。

（1）社会全体としての業務継続体制の構築

政府は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員や庁舎の融通等について、府省等相互の連携が機能するよう、あらかじめ、内閣府及び内閣官房を中心に連携体制を構築するものとする。

各府省等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員の調整等について、地方支分部局等を含む関係部局相互の連携や、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との必要な連携協力が機能するよう、あらかじめ、これらの事項の連携体制を省庁業務継続計画に定めるものとする。

（2）緊急的な権限委任

政府は、首都直下地震発生時における中央省庁と地方支分部局等との業務の役割分担について、あらかじめ模擬的な検討を行った上で、中央省庁が非常時優先業務に注力することができるよう、地方支分部局等の職員等の被災地域への支援、補完又は代替に係る調整や突発的重大事案に係る指揮監督など、中央省庁が関与しなければ機能しない業務を除く大臣等の権限について、首都直下地震発生時において緊急に地方支分部局の長等に委任することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 職務代行者の選任

各府省等は、首都直下地震発生時に大臣、副大臣、大臣政務官その他の幹部職員が不在である場合に備え、法令で定めるもののほか、省庁業務継続計画において、非常時優先業務及び管理事務を担当する幹部職員の職務の代行の順位を定めるものとする。

(4) 職員の参集状況の把握、参集要員の確保等

各府省等は、第1章4の被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする。

各府省等は、上記調査により一定時間以内に参集することができる見込まれる職員数を踏まえ、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、非常時優先業務又は管理事務を継続するために必要な職員を、首都直下地震が発生した後、あらかじめ定められた時間以内に中央省庁の庁舎に参集する要員（以下「参集要員」という。）として確保するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、当該職員を中央省庁の庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等の措置を講ずることにより確保するものとする。

各府省等は、あらかじめ、参集要員の氏名、担当する非常時優先業務又は管理事務等を記載した名簿を作成するなど、参集要員に関する情報を適切に管理するとともに、参集要員に対し、必要な事項の周知を行うものとする。

各府省等は、必要により相互に連携協力しつつ、通常の勤務時間以外の時間に参集要員へ参集を指示するシステム並びに全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステムを構築するよう努めるものとする。

(5) 帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

3 執務環境

政府は、首都直下地震発生時に、1週間にわたり中央省庁の庁舎に職員

が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。

(1) 庁舎の耐震安全化等

各府省等は、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務に必要な機能が維持されるよう、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」(平成22年3月国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)を参考に、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるものとする。

また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずるものとする。

(2) 電力の確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、中央省庁の庁舎において、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常用発電設備については、非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な燃料を確保するものとする。

(3) 通信・情報システムの確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう、電気通信事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとする。また、各府省等は、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン(第2版)」(平成24年5月内閣官房情報セキュリティセンター)に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずるものとする。

(4) 物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非

常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第1章4により下水道の利用支障は1か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。

(5) 代替庁舎の確保

各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定めるものとする。この場合において、東京都心部以外の代替庁舎は、第3章1を踏まえ、立川広域防災基地周辺を基本に検討するものとし、第3章1に係る代替庁舎の確保、代替庁舎への職員の移動手段、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについて、内閣府における検討と併せて、検討するものとする。さいたま新都心等の他の地域に代替庁舎を確保するときは、立川広域防災基地との間の通信・情報システムや輸送経路の確保についても、検討するものとする。

4 教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

(1) 教育の実施

各府省等は、その職員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について教育を行うものとする。

(2) 訓練の実施

政府は、閣僚等の参集、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的に訓練を実施するものとする。

各府省等は、その所掌に係る金融、医療、燃料、物流等の分野ごとに

必要な訓練を横断的に実施するよう、関係する地方公共団体、指定公共機関、民間事業者等に要請するとともに、これらの者と合同で訓練を実施するものとする。

(3) 評価の実施及び計画の見直し

政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。

各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

1 代替拠点への移転

緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。

- ① 内閣府（中央合同庁舎第8号館。ただし、同庁舎が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第5号館）
- ② 防衛省（中央指揮所）
- ③ 立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）

政府は、当該場所を中心に、緊急災害対策本部を含む非常時優先業務の実施に係る総合調整等を行う体制を整備する。

2 中央省庁の代替庁舎への移転

各府省等は、第2章第1節7による内閣府のあっせんによっては中央省庁の庁舎において非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合、1により代替拠点に移転した場合等に、自主的な判断により、第2章第2節3（5）に基づき、省庁業務継続計画に定めた代替庁舎に移転する。

3 今後の検討課題

総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。

今後、第1章4の被害想定を上回る事態も想定し、1に定める場所以外の代替拠点への移転に関し、非常時優先業務を、引き続き東京都心部で実施するもの、代替拠点に移転して実施するもの、大臣等の権限を地方支分部局等の長に委任するもの等に仕分けた上で、代替拠点に移転する職員の規模及び移転する期間について検討するものとする。また、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、大規模地震に係る現地対策本部の設置予定箇所、各府省等の地方支分部局が集積する都市（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等）等代替拠点と成り得る地域を対象に、代替拠点への職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについても検討するものとする。